

令和5年度伊勢茶マイボトルキャンペーン情報発信
(教育機関と連携した情報発信) 業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和5年度伊勢茶マイボトルキャンペーン情報発信(教育機関と連携した情報発信) 業務委託

2 委託業務の目的

ライフスタイルの変化等により緑茶(特にリーフ)の消費が減少し続け、茶生産者の経営は非常に厳しい状況となっている。そこで、伊勢茶(※)の消費拡大を図るため、令和3年度から、マイボトルとティーバッグを活用して本格的な緑茶の味を簡単に楽しめる「伊勢茶マイボトルキャンペーン」を展開しているところである。

令和4年度は、購入シーンで県民に伊勢茶を選択してもらうため、伊勢茶を使用したメニューやサービスのPR、伊勢茶の歴史・文化等の展示等を実施し、伊勢茶の魅力の発信に取り組むとともに、学生等を中心に試飲会を実施し、若者に向けて同キャンペーンの定着化を図った。

令和5年度は引き続き、教育機関と連携して学生に伊勢茶の魅力を発信することで、同キャンペーンの定着化を図ることに加え、若者にささる情報発信に取り組み、より強く次世代の消費拡大に働きかける。

※ 三重県産茶葉を100%使用した緑茶

3 契約条件

(1) 契約期間: 契約の日から令和6年3月15日(金)まで

(2) 成果品

1) 業務完了報告書 1部

2) 4(1)から(3)までで作成した印刷物及び電子データ(版下や写真等の電子データは、電磁的記録媒体(CD等)に収めること。版下データは、PDF形式及びイラストレータ形式によること。)

(3) 成果品の提出期限 令和6年3月15日(金)

4 委託業務の内容

(1) 「伊勢茶マイボトルキャンペーン」の実施

教育機関と連携し、既存のPRツールや新たに開発する資料を活用して、マイボトルとティーバッグで本来の緑茶の味を手軽に楽しめることを学生に発信するイベントを実施し、学生が伊勢茶に接する機会を創出する。

また、これらのPR活動については、メディア等を通じた情報発信をすることで、より広範な消費者に認知されるように取り組む。

1) 教育機関と連携し、学生に向けたPR活動を含めること。

2) PR活動には、学生が主体となった取組も含めること。

3) 作成するPRツールは、チラシ、その他PR効果の高いものとする(デザイン

データの提供を含む。)

- 4) 当キャンペーン等（受託者が行うPR活動を含む。）で使用する試飲用の伊勢茶ティーバッグを作成すること。

種類：煎茶、深蒸し煎茶、かぶせ茶のうち2種類以上

※ 茶葉は風味・品質を十分に確保し、伊勢茶のブランドイメージを損なわないものを使用すること。

数量：合計6,000個以上

※ 茶種・数量、包装デザイン、納品方法や受託者と県との分配数については、県と協議すること。

- (2) 伊勢茶マイボトルキャンペーンに関するWeb発信

当キャンペーンで実施するPR活動について、下記の公式ホームページやSNSを活用して情報発信を行うこと。

- 1) 伊勢茶マイボトルキャンペーン公式ホームページ：

<https://www.to-isecha.pref.mie.lg.jp/>

※ 編集の際は県が立会いのもと、専用の端末で行うこと。

- 2) 伊勢茶マイボトルキャンペーン公式SNS：

Instagram：https://www.instagram.com/to_isecha/

Twitter：https://twitter.com/to_isecha

Facebook：<https://www.facebook.com/to.isecha>

- (3) 「令和5年度伊勢茶新商品・新サービス展開事業」成果品のPR

別途行う、令和5年度伊勢茶新商品・新サービス展開事業で開発する新商品及び新サービスについて学生等への周知や利用促進を図るため、PRツールを作成すること。

作成するPRツールはパンフレット、その他（デザインデータの提供を含む。）

※ 新商品・新サービスは、令和5年12月までに開発する予定である。

5 業務実施上の条件

- (1) キャンペーンの実施やPRツールのデザインについては、企画段階において、随時企画案を三重県に提示し、三重県と調整して行うこと。
- (2) 全体を通じ、仕様書以外で事業に追加することで高い効果が期待できる企画がある場合には、積極的に提案すること。
- (3) その他、この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、三重県と受託者の両者協議により、業務を進めるものとする。協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。
- (4) 本契約に基づく成果品（印刷物及び版下や各種電子データ等）の所有権は、三重県への成果物の引渡しと同時に三重県に移転するものとする。また、成果品（印刷物及び版下や各種電子データ等）の著作権は、成果品の引渡し完了と同時に三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は、成果品に係る著作権者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。
- (5) 見積りには、委託業務に必要な費用の一切を含めること。
- (6) 原則として、業務の再委託は認めない。ただし、業務の一部を再委託する場合

で、三重県の承認を得た場合についてはこの限りではない。

6 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県農林水産部農産園芸課において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。
また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当する場合を除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）。
- (4) 契約は、三重県農林水産部農産園芸課において行う。

7 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

8 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによる。

なお、委託料の支払については原則として委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うが、必要が認められる場合は、受託者からの請求に基づき前金払をすることができるものとする。

9 見積り及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

11 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行に当たって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - 1) 断固として不当介入を拒否すること。
 - 2) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - 3) 三重県農林水産部農産園芸課に報告すること。
 - 4) 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生ずる等の被害が生ずるおそれがある場合は、三重県農林水産部農産園芸課と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受託者が(1) 2) 又は3) の義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

12 その他

- (1) 受託者は仕様書に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を履行しなければならない。
- (2) 受託者は業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を厳守しなければならない。
- (3) 本事業に係る成果品の所有権及び著作権は三重県に帰属する。
- (4) 受託者は、契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに三重県に報告し、三重県の指示に従うものとする。

13 連絡先(担当部局)

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県農林水産部農産園芸課伊勢茶振興班
担当：竹内、駒田
電話：059-224-2543 FAX：059-223-1120
E-mail：nousan@pref.mie.lg.jp